

賃貸借業務仕様書（長期継続契約）

1. 賃貸借業務の名称

岡山市立西小学校仮設校舎賃貸借

2. 賃貸借業務の目的

岡山市立西小学校校舎棟長寿命化改修工事に伴う仮設校舎を賃貸借するため。

3. 設置場所

岡山市北区中仙道一丁目 18 番 20 号

4. 期間

契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 0 日まで

引渡し期日 令和 7 年 1 2 月 2 0 日

賃貸借期間 令和 7 年 1 2 月 2 1 日から令和 9 年 3 月 2 0 日まで

（このうち、解体工事期間を令和 9 年 1 月 1 日～3 月 2 0 日とする）

5. 賃貸借概要

仮設校舎：鉄骨造 2 階建て 2 棟

普通教室、特別支援教室、談話室、音楽室、用務員室、コンピューター室、理科室、保健室、図書室、校長室、応接室、事務室、資料室、職員室、放送室、視聴覚室、便所、昇降口、屋内階段、屋内廊下、屋外階段、渡り廊下
電気、機械、附帯設備、備品一式

付帯業務：申請手続き等（仮設許可及び計画通知等）

※内外装仕様については設計図書による。

※本賃貸借契約は、建設、解体及び賃貸借期間すべての賃借料を含む。

6. 履行方法

賃貸人は、本業務の実施に当たって「賃貸借契約書」、その他関係法令等及び設計図書（本仕様書を含む）並びに本市監督員の指示に従って履行すること。リース部材の品質管理について、納入時に品質に関する書類（補修・塗装等の状況）の提出、部材等の確認を実施し、不具合があるものは賃貸人の負担にて取り替える。

7. 支払い条件等

支払方法について、3 カ月毎（初回は 1 2 月分、最終回は 1, 2, 3 月分）とし、契約書に記載している支払期毎の賃貸借が完了し検査合格後、賃貸人からの請求に基づき支払うものとする。各回の支払額は契約額を 1 5 で除して得た額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は切り捨て、切り捨て分は初回の賃借料に算入）を月額賃借料として算出する。なお、開始月及び満了月が月の途中であるため、開始月の賃借料は月額賃借料の 3 分の 1（当該金額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は切り捨て、切り捨て分は初回の賃借料に算入）とし、満了月の賃借料は月額賃借料の 3 分の 2（当該金額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は切り捨て、切り捨て分は初回の賃借料に算入）とする。

8. その他

- ・ 賃貸借期間中の補償について、受注者において火災保険に加入すること。

- ・ 公租公課（固定資産税等）は受注者の負担とし、諸経費に含むこと。
- ・ 計画通知手数料，完了検査手数料，仮設建築物許可に係る手数料等は受注者の負担とし、諸経費に含むこと。
- ・ 賃貸借期間において現場・現況による期間の増減が発生した場合，岡山市と受注者が協議するものとする。

※賃貸借期間が延長される場合においては，建設工事費等を除く月割の純賃貸借費を算出したものに，当該延長期間を乗じたものを支払うものとする。

- ・ 工事施工に要する電気・水道は，原則として工事用仮設を引込むこと。なお，工事期間の使用料は受注者の負担とする。
- ・ 工事用仮設便所を設けること。
- ・ 工事期間中は，公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い施工すること。
- ・ 児童，通学者等の安全を十分に考えた工事計画（仮設計画・工事車両進入経路等）を立案し，学校と協議し，承諾を得ること。
- ・ 周辺地域住民への安全を十分に考えた工事計画を立案し，周辺住民への工事説明会開催時には必要な資料を作成し同席すること。
- ・ 工事中，交通整理員は必要に応じて配置すること。
- ・ 工事現場に出入りする車輛は，美化推進に努力し，汚損した場合は，速やかに責任をもって清掃のこと。
- ・ 工事現場内及び進入路等は，定期清掃を行い，第三者に不快感を与えないように努力すること。
- ・ 日曜日及び夜間の作業は，原則としてしないこと。
- ・ 施設の特性上，工事可能日・時間が制限される場合があるため，学校と十分協議のうえ，作業を行うこと。
- ・ 事故及び苦情が発生した場合は，速やかに対応し，処置内容を本市担当者に連絡すること。
- ・ 工事施工に起因する構造物被害については，相手方と協議のうえ，受注者の責任において現状復旧すること。
- ・ 契約後，速やかに設計図面を作成し，発注者に確認を受けたうえで，許可申請，計画通知およびその他の手続を行うこと。
- ・ 材料・寸法については，別紙仕様を基本とする。組立建物本体の材料・寸法については，各メーカー仕様によるものとするが，各メーカーの仕様の定めのない事項については，以下の標準仕様書（最新年度版）による。
 - (1)：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）
 - (2)：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（電気設備工事編）
 - (3)：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）
- ・ 仕様書の記載および参考図面の表示の有無に関係なく，都市計画法，建築基準法，消防法など各種関連関係法令及び条例を遵守すること。
- ・ 仕様書にない事項や，別紙図面と現場が異なる場合は，受注者と担当部署と協議して決定すること。